

ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市のPRを目的としたハニワ部長・ハニワちゃんの写真、イラスト(以下「写真・イラスト」という。)の使用及び管理に関して必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2条 写真・イラストを使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ、ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト使用承認申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、新聞、雑誌、テレビその他のメディア取材又はイベントで使用しようとする場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請を行った者に対し、必要に応じ、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 発行後1か月以内の履歴事項全部証明書(法人の場合)
- (2) 定款、規約又はこれに類するもの(法人又は団体の場合)
- (3) 発行後1か月以内の住民票(個人又は団体の場合、団体にあつては代表者のもの)
- (4) 役員の氏名、ふりがな、生年月日を記載した一覧表(法人又は団体の場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(第三者の権利関係の措置)

第3条 使用申請者は、使用承認の申請に当たり、写真・イラストを使用しようとする対象物に、第三者が特許権、意匠権、商標権、著作権その他の法的権利を有しているものが含まれていないか、あらかじめ調査し、第三者の法的権利を不当に侵害することのないよう適切に措置しなければならない。

(資格要件)

第4条 市長は、使用申請者が次に掲げる業種、団体等の場合は、写真・イラストの使用を承認しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (3) タバコの販売等に関するもの
- (4) ギャンブルに係るもの(公営競技及び宝くじを除く。)
- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (6) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。

- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (8) 占い又は運勢判断
- (9) 調査会社、探偵事務所、興信所等
- (10) 社会的な事件又は問題を引き起こしている業種又は団体
- (11) 総会屋、暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団体又は個人
- (12) その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない者
- (13) 公的機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止等を受けている企業等
- (14) 市税を滞納している者
- (15) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
（申請内容に係る承認基準）

第5条 市長は、第2条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 堺市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) ハニワ部長・ハニワちゃんのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または、支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人もしくは法人その他の団体又は商品等を支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (8) 第三者の利益を不当に害するものと認められるとき。
- (9) 写真・イラストの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (10) 写真・イラストの著しい改変を行うとき（改変に当たらない著しくない変形を行う場合にあっても、著作権を保有する制作者の許諾を得る必要があるため、事前に堺市に相談すること）。
- (11) その他承認することが不相当と認められるとき。

（使用の承認）

第6条 市長は、第2条の申請書を受理し、審査の上、承認すべきものと認めたときは、ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト使用承認書（様式第3号）により、使用申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、承認すべきでないものと認めたときは、ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト使用不承認書（様式第4号）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用承認の期間）

第7条 写真・イラストの使用承認の期間は、承認日から2年が経過した日の属する年度末までとする。

2 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の使用承認の期間終了後、引き続き写真・イラストを使用しようとするときは、改めて第2条の申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

（遵守事項）

第8条 使用者は、その使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「堺市ハニワ部長・ハニワちゃん」の名称を表記すること。

(2) ハニワちゃんの写真・イラストにあつては、ハニワ部長の写真・イラストと併用すること。

2 ハニワ部長・ハニワちゃんの台詞を表記する場合は、次の各号のいずれかに該当する内容に限るものとする。

(1) 一般的な挨拶

(2) 堺市のPR

(3) ハニワ部長が出演するイベントの告知

（改善の指示及び承認の取消し）

第9条 市長は、使用者が使用承認のあった範囲を逸脱して使用していると認めたときは、使用者に改善を指示するものとする。

2 市長は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

(1) 速やかに改善の措置を講じないとき。

(2) ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト使用承認申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(3) 第4条各号及び第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 第8条の遵守事項に違反したとき。

(5) その他市長が取り消すことが適当と認めたとき

3 市長は、前項に規定する使用承認の取消しを行ったときは、ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト使用承認取消通知書（様式第5号）により、当該取り消しを受けた者に通知するものとする。

4 市長は、使用承認の取消しを受けた者に対して、写真・イラストを使用する対象物について、回収等の措置を請求することができる。

5 市長は、第2項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 市長は、第2項の規定により使用承認の取消しを受けた者が、その取消し後に行った使

用承認の申請について、取消日から2年が経過した日の属する年度末までの間、使用承認を行わないことができる。

(事故及び苦情の処理)

第10条 写真・イラストの使用承認は、堺市が当該写真・イラストを使用した対象物の品質や役務の内容を保証するものではない。

2 使用者は、写真・イラストを使用した対象物又は役務に係る事故、苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合は、速やかに堺市に報告し、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

(賠償責任等)

第11条 堺市は、使用承認を行ったことに起因し、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、写真・イラストを使用した対象物の瑕疵又は権利侵害により、第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、堺市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、写真・イラストの使用に際して故意又は過失により、堺市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用実績の報告)

第12条 使用者は、写真・イラストを使用した対象物を販売し、又は配布したときは速やかに当該対象物の現物を市長に提出しなければならない。ただし、当該対象物の性質上、現物を提出できないときは、当該対象物を撮影した画像に代えることができる。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、写真・イラストの使用及び管理に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。